

令和5年度

第1回太子町まちづくり審議会議事録

日時：令和5年7月19日(水) 13時58分から15時05分

場所：太子町役場議会棟1階 全員協議会室

令和5年度第1回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和5年7月19日(水)
場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室
開 会 13時58分
閉 会 15時05分

2. 答申事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 委員の出席者

出席委員：仲上 崇 (有識者)
溝端 剛 (有識者)
横山 孝司 (有識者)
瀧北 りえ (有識者)
杉本 泰代 (教育委員会)
福西 博幸 (農業委員会)
塚本 俊博 (連合自治会)
細川 雅弘 (商工会)
高磯 善光 (公募)

4. 町出席者

町長 沖汐 守彦
《事務局及び説明員》
総務部長 森田 好紀
企画政策課 課長 熊谷 恵之
副課長 佐々木 悟
係長 井出 洋平
主事 中井 美杏
西林 知穂

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開会

事務局 委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席を賜り、
(熊谷課長) ありがとうございます。

私は企画政策課長の熊谷と申します。よろしくお願ひします。
ただ今から、令和5年度第1回太子町まちづくり審議会を開催します。
会議に先立ちまして、沖汐町長が挨拶を申し上げます。

2. 町長挨拶

沖汐町長

【町長あいさつ】

3. 審議会委員・事務局職員の紹介

事務局 それでは、審議会委員及び事務局職員の紹介をさせていただきます。お
(熊谷課長) 名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いします。

有識者として、仲上崇様、溝端剛様、横山孝司様、瀧北りえ様です。

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、教育委員から杉本泰代
様、農業委員から福西博幸様です。

各種団体から推薦いただいた方として、自治会から塚本俊博様、商工会
から細川雅弘様です。

公募選出の高儀善光様です。

次に事務局職員の紹介をさせていただきます。

町長の沖汐守彦です。総務部長の森田好紀です。私は事務局の企画政策
課長の熊谷です。副課長の佐々木です。秘書広報係長の井出です。同じく秘
書広報係の中井です。政策係まちづくり審議会担当の西林です。

どうぞよろしくお願ひします。

4. 会長の選任

事務局 続きまして、会長の選任ですが、皆様の任期が2年目であり、交代があ
(熊谷課長) りませんので、引き続き塚本会長にお願いしてもよろしいでしょうか。

各委員

【異議なし】

事務局 ご異議がありませんので、会長を塚本俊博委員とすることに決定します。
(熊谷課長) それでは、会長よりごあいさついただき、議事進行をお願いします。

5. 会長挨拶

塚本会長

会長を務めさせていただきます、塚本 俊博でございます。

本日の会議の議長を務めさせていただきます。

本日は、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」の諮問を受
け、審議を行った後、答申を行う予定です。

ただ今の出席委員数は9名です。定足数に達していることを申し添え

ます。

6. 議事録署名委員の指名

塚本会長 それでは、議事録署名委員を指名します。
 まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づき、私から横山孝司委員と杉本泰代委員の両氏を指名します。
 お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いします。

7. 職務代理者の指名

事務局 ここで1点確認事項がございます。
（熊谷課長） 太子町まちづくり審議会条例第5条第3項の規定により、当審議会の会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとなっています。
 会長からどなたかご指名いただきたいのですが、いかがでしょうか。

塚本会長 溝端委員にお願いしたいと思います。

溝端委員 お受けします。

事務局 溝端委員、よろしくをお願いします。
（熊谷課長）

8. 議事

事務局 それでは、議事に移ります。
（熊谷課長） 「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問させていただきます。

 本議事につきましては、町長からの諮問を受け、まちづくり審議会での審議を経て、まちづくり審議会から諮問に対しての答申をいただくものです。

 沖汐町長が諮問いたしますので、塚本会長はお受け取りをお願いします。

沖汐町長 太子町まちづくり審議会会長 塚本 俊博様、太子町長 沖汐守彦
 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(諮問)。
 太子町表彰条例第2条及び同条例施行規則第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。

記

自治功労賞 井村 淳子
自治功労賞 服部 千秋

社会功労賞 北川 重美
社会功労賞 森川 繁清
社会功労賞 前田 俊春
スポーツ功労賞 森澤 高明

事務局 当審議の間、町長は退席します。
(熊谷課長)

【町長退室】

塚本会長 ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問がありました。
それでは、太子町表彰条例に基づく被表彰候補者 6 名について審議を行います。
事務局は詳細説明をお願いします。

事務局 候補者の説明の前に、昨年度の審議会でもいただいた質問等について、その後の対応を報告します。
(井出係長)

従来の褒章条例から当表彰条例に変わり、今でもこのような表彰を行っているのかといった件については、西播磨管内を中心に調査を行ったところ、町政の振興に寄与していただいた方に対して表彰を行うことは、ほとんどの団体で行っていました。そのため、本町においても引き続き功労者等への感謝を示すといった意味で、この制度については、継続させていただきたいと考えています。

また、刑罰等についての質問については、この度の 6 名の方は、戸籍等を所管する部署に照会を行い、該当者はいませんでした。さらに、事後の確認については、こちらも近隣市町等に確認したところ、新聞等の報道により状況を追跡していくとのことでしたので、本町でも昨年度より毎日確認しながら進めさせていただいています。

次に、表彰の時期については、例えば、あすかふるさとまつり等で披露してはどうかといった質問もありましたが、これについても近隣市町に確認したところ、大多数が候補者のみをお呼びして市町の特別職や幹部のみで行っているとのことでした。冒頭の町長あいさつでもありました新年交礼会については、従来のいわゆる「新年会」という形ではなく、近年においては、町の 70 周年や昨年の聖徳太子没後 1400 年などを機に、町の歴史を振り返る要素が加わり、礼を交わすというような式典に変わってきている現状から、多くの皆様の前で表彰させていただくこの形を引き続き取らせていただければと思います。

また、対象者の選定方法については、庁内の各部署に照会をかけているところですが、昨年度のご意見も踏まえ、今年度については各所属のみな

らず関係団体にも確認するよう照会をさせていただきました。たちばな賞のような賞については、善行の他に町の公益的な事業への尽力なども対象になっていることから、今後も幅広く照会をかけてさせていただきたいと考えています。

昨年度ご質問いただきました内容について、お時間をいただいて事前に説明させていただきました。ありがとうございました。

事務局

(中井主事)

詳細説明の前に、配布資料の確認を行います。

令和5年度第1回太子町まちづくり審議会資料と参考資料をお手元にご用意ください。諮問事項の被表彰者の決定については、こちらの資料に沿って説明をさせていただきます。

それでは、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について説明します。

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は6名です。

一人目は、矢田部在住の井村淳子さんです。

太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として2ページもご参照ください。

功績内容は、平成15年4月に当選して以来、令和5年4月までの5期20年の永きにわたり町議会議員として在職し、豊富な知識・経験を生かして、町の振興発展に大きく貢献されました。

この度の表彰は、「自治功労賞」に該当します。

参考資料8ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条第1号イ町議会議員の職にあつて、12年以上在職した者の適用要件を満たされています。

二人目は、東南在住の服部千秋さんです。

太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として3ページもご参照ください。

功績内容は、平成15年4月に当選して以来、平成28年6月までの4期13年2ヶ月の永きにわたり町議会議員として在職し、豊富な知識・経験を生かして、町の振興発展に大きく貢献されました。

この度の表彰は、「自治功労賞」に該当します。

なお、服部さんは、議員の辞職後、町長として在職されていたため、表彰の上申となっておりませんが、現在は職を離れられたことからこの度の上申となっています。

参考資料8ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条第1号イ町議会議員の職にあつて、12年以上在職した者の適用要件を満たされています。

三人目は、阿曾在住の北川重美さんです。

太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として4ページもご参照ください。

功績内容は、平成 23 年度より阿曾自治会長に推挙されて以来、令和 4 年度までの 12 年間の永きにわたり、住民の自治意識の高揚、環境の保全、社会福祉の向上等に積極的に取り組まれ、明るく住みよい地域社会づくりに努められました。

また、平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間は太子町連合自治会役員、平成 29 年度及び 30 年度には太子町連合自治会長としてご尽力されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当します。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号ウ総代又は自治会長の職にあつて、12 年以上在職した者の適用要件を満たされています。

四人目は、上太田在住の森川繁清さんです。

太子町まちづくり審議会資料 1 ページをお開きください。また、個別調書として 5 ページもご参照ください。

功績内容は、平成 23 年度より上太田自治会長に推挙されて以来、令和 4 年度までの 12 年間の永きにわたり、住民の自治意識の高揚、環境の保全、社会福祉の向上等に積極的に取り組まれ、明るく住みよい地域社会づくりに努められました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号ウ総代又は自治会長の職にあつて、12 年以上在職した者の適用要件を満たされています。

五人目は、立岡在住の前田俊春さんです。

太子町まちづくり審議会資料 1 ページをお開きください。

また、個別調書として 6 ページもご参照ください。

功績内容は、太子町の行政相談委員として、平成 21 年 5 月から令和 5 年 3 月までの 7 期約 14 年間の永きにわたり、相談者への助言や関係機関に対する改善案の申し入れ等、住民の身近な相談相手として活動され、地域社会に大きく貢献されました。

また、平成 25 年には「兵庫行政評価事務所長感謝状」を、令和元年には「近畿行政相談委員連合協議会会長表彰」、令和 4 年には「近畿管区行政評価局長表彰」を受賞されています。

この度の表彰は「社会功労賞」に該当します。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号エその他、地域社会づくりに貢献した者の適用要件を満たされています。

ここで、行政相談委員の活動について、簡単にご説明させていただきます。

行政相談委員とは昭和 41 年に制定された「行政相談委員法」に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者であり、住民の方々の身近な相談相手

として、行政に関する苦情及び行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っておられます。

六人目は、東出在住の森澤高明さんです。

太子町まちづくり審議会資料 1 ページをお開きください。また、個別調書として 7 ページもご参照ください。

功績内容は、昭和 53 年度から令和 4 年度までの 45 年間の永きにわたり、太田小学校ソフトボールチーム「太田ファイターズ」の監督として、ソフトボールの技術の指導を含め、選手の体調管理や士気向上に尽力されました。

また、新規リーグの立ち上げ・運営に携わり、同リーグの繁栄にも貢献されました。

この度の表彰は、「スポーツ功労賞」に該当します。

参考資料 9 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 6 号イ指導者として選手の指導育成に努め、その功績が顕著な者の適用要件を満たされています。

以上、6 名の功績等の概要説明をさせていただきました。

なお、以上の 6 名については太子町表彰条例第 5 条の例外規定に該当しないことを町民課から報告されています。

また、参考情報としまして、平成 2 年度に太子町表彰を制定してから、令和 4 年度末までの間に 165 名の受賞の方々がいらっしゃいます。

内訳といたしまして、自治功労賞として 23 名、社会功労賞として 59 名、産業功労賞として 19 名、教育功労賞として 12 名、文化功労賞として 13 名、スポーツ功労賞として 37 名、たちばな賞として 1 団体、ひまわり賞として 1 名の方となっています。

ご審議の程よろしく申し上げます。

塚本会長 ただ今の事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、発言をお願いします。

高磯委員 6 点聞きたいことがあります。まず今年度の 6 名の方の候補者について、最初、対象となった数がどれくらいおられて最終的に 6 名になったのかお分かりになりますか。

事務局
(井出係長) 各所属から挙げられた候補者が 5 名であり、その後、類似する部分でこの方も対象となりませんかを確認をとり、最終的に 6 名になったものです。

高磯委員 最初の 5 名の方は企画政策課で分かっていた方々ではないのですか、各所属から挙げられた方ですか。

事務局 冒頭で話をさせていただきましたが、各所属に所管する団体も含めて照

(井出係長) 会をかけて当課で集約しています。

高礮委員 自治会長はどこから挙げられたのですか。

事務局 自治会については、当課が所管しています。
(井出係長)

高礮委員 2点目、表彰対象者の1番から4番については、個別の功績が記載されていません。在職年数を満たしているのではここでは審議する必要がないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 配布している表彰対象者の1枚目に6名の方のまとめを記載していただき、2枚目からは個別の内容となっています。申し訳ありませんが、個別の功績が記載されていないというのは、どのあたりのことか教えていただけますでしょうか。

高礮委員 昨年度の会議で、在職年数だけでなく町のためにいかに貢献したかということ表彰の推薦根拠にしてほしいと溝端委員も私も同様のことを述べました。しかし、この内申書を読んだ段階では、一辺倒の功績内容で我々の意見が反映されていないと思ったので意見を述べました。

事務局 当調書に反映されていないことについては申し訳ございません。追加で説明させていただくことでよろしいでしょうか。

まず、井村さんについては、規定される在職年数はそのとおりですが、その他にも揖南衛生施設一部事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合の議会議員を務められ、その他内部の委員会においては、福祉文教常任委員会や議会運営委員会でも委員長を歴任されながら、説明しました経験年数を活躍されたというところです。

高礮委員 具体的な功績の内容をという意味で申し上げました。内容によっては、もしかすると自治会長さんの顔も知らないということもあるのかなと思いついて、これで表彰できるのかなと思います。

手元にある資料について何度も言及していますが、この資料では何の審査ができますか。趣味や性格まで知りたいということではありませんが、個別に何かあるのではないのでしょうか。プラスアルファがあって初めて、この条例に規定するようなレベルの高い表彰が貰えるということにした方がよいと思います。

次に3点目ですが、2番の服部さんの表彰は今年度に行う必要があるのですか。再度町長や議員選挙に出て、再度当選して活躍されることも考えられるのに、表彰を急ぐのは何か理由があるのでしょうか。

事務局 (井出係長) 昨年10月7日に職を退かれ、今回役場の内部に照会した例年のタイミングにおいて、特に政治活動をしておられなかったため、担当部局から推薦いただき、この度挙げさせていただきました。特に急いでいた訳ではございません。

高礮委員 4点目、3番と4番の自治会長の方の性格は全く同じですか。

事務局 (井出係長) 性格といったところまでは記載していませんが、調書には連合自治会の役等については、記載させていただいています。

高礮委員 内申書には温厚誠実にして品行方正、清廉潔白な性格を信条とされ、と記載されていますが、これは嘘なのですか。

事務局 (井出係長) 細かいご性格までというところではありませんが、お話した感じではこのようなところですよ。

高礮委員 真面目に資料を作っていただきたいと要望します。
5点目、今までと同じことですが、5番の前田さんが行った関係機関に対する改善策の具体的事例やいつどこでどのような形式で行政相談を行ってきたか等の実績は確認されていますか。

事務局 (中井主事) 昨年度は、行政相談件数は年間を通じて4件となっており、具体的には郵便局への申し立てをしていただいております。

高礮委員 関係機関に対する具体的事例とはどのようなことをされたのでしょうか。

事務局 (中井主事) ご相談者の方から、郵便関係で戸籍に登録していた郵便番号と実際に物が届く郵便番号が異なっているといった話があり、それに対応するために町民課戸籍係と調整し、誤りがないか、当時の登録状況がどのようになっているかを調査し、郵便局の太子支店を通じて本社に確認していただき、本来の住所に届くように調整していただいた実績になります。

高礮委員 6点目です。表彰する役人の方の話だと思いますが、6番の森澤さんの表彰の適用条文について、施行規則第2条第6号イよりも第2条第6号ウの方が適切ではないかと思えます。45年も太田ファイターズを指導してきたことも立派だと感じますが、この方の場合、姫路のリーグに参加を余儀なくされていたものを、太子町を含む西播磨に特化して地元密着の新リーグを立ち上げたということの方が、私は表彰理由としてふさわしいのではないかと

と思います。これは私の参考としての意見です。回答は結構です。

福西委員　　今回また高磯さんがおっしゃっていることと同じことを言っていると思いますが、表彰というものは年度が変わったらするという風にしか思えません。功績があったということ表彰の対象として挙げるのならば、その部分をきっちり出してほしいです。見せていただいた印象としては12年過ぎれば表彰されるという意味合いでそういう風なら仕方ないと思い、賛成するつもりではありますが、本当にこの表彰の意味があるのかと考えるといけないと思います。二回この話を聞かせていただきましたが、そう感じましたので、私の意見として言わせていただきました。

事務局
（井出係長）　　こちらで表彰内申書を資料として来年度も提出するかと思いますが、よりわかりやすくするというのを心掛けてさせていただきます。

高磯委員　　各課から出てくるときには表彰の功績内容ではなく、功績名のみで出てくるのでしょうか。団体等に功績を書いてもらい出してもらうのが、表彰では普通です。それを企画政策課で無理やり文章を作っているのでしょうか。

事務局
（井出係長）　　基本的には、今お配りしています個別の調書である表彰内申書を書いていただいた上で担当課より出していただいています。こちらで一からの作成はしておりません。

高磯委員　　今回、唯一6番目の方だけが功績の理由といいますか、文章もたくさん書いていただいています。あとはどちらでもよいのでしょうか。今福西さんもおっしゃられましたが、継続して年数だけ満たせばよいのかと感じ、事務局がそういう認識でおられるのかと思います。

事務局
（井出係長）　　先ほども申しあげました内申書等の中で、より活動の功績というものがわかるような形で取り組ませていただきたいと思います。

溝端委員　　この表彰はわくわくしません。なぜかという、高磯委員も含めての話ですが、年数で切ってしまうというところ。しかも、スポーツ功労賞の方は別ですが、あとは行政に関わる方々で、おそらく年数だけでも名前が挙がってくるものかと感じます。まちづくり審議会で審査するという規定になっているわけですが、もう少しわくわく感といったものを盛り込み条例改正をしたほうが良いのではないのでしょうか。先ほども言われた通り、個人のキャリアについて資料をつけてもらうのも良いでしょう。冒頭で事務局より西播磨管内同じようなことをしていると言われましたが、それがいけないと思います。西播磨管内でやっているから、太子町でもするとい

う発想では面白いまちづくりはできないと思います。むしろ他に先駆けて何かそういったところを変えていくというような視点も必要ではないのかと思います。例えばパーソン・オブ・ザ・イヤーというような、年の人という感じで、12年という規定によらず、表彰しても良いと思います。町に貢献してくれた企業とか、1年でもよいので選んでいくと、もう少し面白みが出てくるのではないかと思います。6名の方については今の規定に基づいて、そのとおりで結構ですと言うしかありませんが、規定そのものを改めるということを町でしていただければと思います。

事務局 (井出係長) 西播磨管内ということで調査したところですが、もう少し大きい視点で調査にしましても、新しいというところもそうですが、研究していきたいと思います。

福西委員 いま仰っていたことは大賛成です。12年という規定は非常に苦勞しましたということであると思いますが、この高齢化社会で長いこと活動されるということは決して良いことではないように思います。新しい人にバトンタッチするということも大事なことです。12年だから仕方ないと思うところですが、それが本当に表彰に値するののかということを実心で考えないと、表彰というものはそんなものではないのかと思います。お二人の意見を聞き、ぜひ考え直す時期が来ているのではないかと思います。

事務局 (井出係長) 継続性という部分も重要かと思う反面、わくわくというかそういったことも言っていただきましたので、これまでの表彰の歴史にも目を向けながら、新しいこと、西播磨管内だけでなく県内ひいては県外も含めて調査研究していきたいと思います。

高礒委員 今回の候補者の決定についてということではないですが、提案です。表彰条例第6条に表彰者名簿を備えて永久保存するとありますが、現在帳簿としてあるのでしょうか。どこにあるのでしょうか。

事務局 (井出係長) 企画政策課で、先ほど担当が説明しました165名の名簿を備えております。

高礒委員 何が綴ってあるのでしょうか。名前と生年月日、施行規則の適用条文でしょうか。

事務局 (井出係長) 名前、生年月日、住所、それから当時表彰された年度、該当した功績の概要、これらが記載されています。

高礒委員 名簿として備えてどうされるのでしょうか。置いておくだけなのでしょう

うか。それなら、単に候補者管理規定で取り扱えば良いでしょう。わざわざなぜ条例に規定したのでしょうか。この条例は最初から不思議ですが、作った人は一般公開するということを考えて作ったのではないのでしょうか。事前に本人の同意は必要でしょうが、名前と表彰理由とかを名簿にして自由に閲覧できるようにしてはいかがでしょうか。それが表彰者の名誉を高める、みんなに知ってもらおうということにつながると思います。この表彰制度の価値を高める、表彰を頂いた人が誇りに思うような表彰制度にするよう考えていただきたいです。

事務局
(井出係長) 名簿を備えている理由ですが、条例第 7 条で、表彰を受けられた方は現職と同一の待遇をなすものとするという規定があります。従来 of 褒章条例にも同じ規定がありましたが、この方たちを新年交礼会等にお招きするというリストにお入れしており、その資料にするということでもありますので備えています。

高磯委員 その時のために置いているというのが理由になりますか。

事務局
(井出係長) 現在の新年交礼会は、町の関係団体や有識者をお招きしているところですが、表彰をさせていただいた方もその場にお招きして礼を交わすほか、町でお亡くなりになられた方等へ、町として弔意を示すといった規定の中にもこの表彰を受けられた方が入っていますので、そういったことにも使わせていただいています。

高磯委員 それはこのリストをそういうような形で利用していますということでしょうか。

事務局
(井出係長) そのとおりです。

福西委員 今おっしゃった第 7 条の自治功労者に対しては、現職と同一の待遇をなすものとするという意味が理解できませんでした。どのようなことをおっしゃっているのでしょうか。

事務局
(井出係長) 当条例は褒章条例が起源になっており、この条例と対をなす条文として、本町の行事がある際に、現職と同一の待遇をなすと旧来の条例にあります。それを新しくなりました太子町表彰条例にも規定しております。他の市町でも同じような条文がありますが、そういった場にお招きして敬意を示すということで規定している条文です。

福西委員 自治功労者に限っておられるのはどういうことですか。

事務局 (井出係長) ここは自治功労賞ではなく、自治功労者ということで全体を指しております。今回の社会功労賞やスポーツ功労賞のように、全体を自治功労者という呼び方をしています。

福西委員 功労賞の中に、自治功労賞、社会功労賞とあります。功労者という意味ですか。自治功労者という表現はどこにもありません。この中に功労賞という項目があり功労者と言われれば分かりますが、自治功労賞のことだと思ってしまう。なぜ第7条があるのか意味が分かりませんでした。

事務局 (井出係長) 福西委員がおっしゃられていることはその通りだと思います。扱いとしては全体を指しており、その方たちに対応をさせていただいているという整理です。

福西委員 これはわかりやすく訂正すべきだと思います。

高磯委員 最初からこの条例はおかしいのではないかと思います。設立したときに、それぞれ条文ごとに設立の理由があると思います。それを読んでもたらどうでしょうか。特別扱いするということは分かりますが、条文としては間違っているのではないかと感じます。

事務局 (井出係長) 分かりにくいところかと思しますので点検します。

塚本会長 他に、ご意見・ご質問等がないようであれば、お諮りさせていただきます。
諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 **【異議なし】**

塚本会長 ご異議がないようですので、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認いたします。
ここで、事務局から諮問事項について今後の日程の説明があります。

事務局 (井出係長) 今後の予定ですが、ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、承認をいただきましたので、9月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得た後、表彰状の作成などの事務手続きを進めてまいります。また、表彰式につきましては、冒頭町長も申されましたとおり、令和6年の新年交礼会の席上にて執り行わせていただく予定です。今

後頂きました意見等真摯に受け止めまして、課題について検討させていただきます。ありがとうございます。

塚本会長 諮問事項について答申案を作成、配布します。

【答申書作成】

塚本会長 それでは、会議を再開します。
諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、先ほどの審議結果に基づき作成した答申案をお配りしました。
事務局で答申案を朗読してください。

事務局 それでは、答申案の読み上げをさせていただきます。
(井出係長) 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。
令和5年7月19日付太企画第308-2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

次の6名について適当と認めます。

自治功労賞 井村 淳子

自治功労賞 服部 千秋

社会功労賞 北川 重美

社会功労賞 森川 繁清

社会功労賞 前田 俊春

スポーツ功労賞 森澤 高明

以上でございます。

塚本会長 答申案について、ご意見等があればお願いします。

各委員 **【異議なし】**

塚本会長 ご意見がないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決定します。

【町長入室】

塚本会長 太子町長 沖汐 守彦 様
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。
令和5年7月19日付太企画第308-2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

次の6名について適当と認めます。

自治功労賞 井村 淳子

自治功労賞 服部 千秋
社会功労賞 北川 重美
社会功労賞 森川 繁清
社会功労賞 前田 俊春
スポーツ功労賞 森澤 高明
以上でございます。

沖汐町長 慎重なるご審議、答申をいただき、ありがとうございました。今後議会等の手続きを踏まえまして、適切に対応させていただきます。まちづくり審議会は、太子町の未来のまちのためにご意見いただく会になっております。今年は（聖徳太子没後）1500年に向けての、新たなスタートとして、町民の皆様にもご意見を聞く機会を設けております。今後とも様々な面で、ご支援、ご指導いただければ幸いです。本当にありがとうございました。

9. 閉会

塚本会長 本日の議事は終了しました。
委員の皆様におかれましては、本日は忌憚のないご意見、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。
今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。
それでは、これをもちまして、令和5年度第1回まちづくり審議会を閉会いたします。

事務局 塚本会長、ありがとうございました。それでは最後に事務局より連絡事項をお伝えします。
(熊谷課長)

事務局 本日の会議に出席いただきました報酬額や振込日については、後日通知いたしますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。
(西林主事)

事務局 委員の皆様のおかげをもちまして、本日予定しておりました案件は終了いたしました。ありがとうございました。
(熊谷課長)

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和5年 8月 / 日

署名委員

横山 孝司



杉本 泰代

